



目 次

規 則	ページ
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎須崎斎場運営一部事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (法務文書課)	2
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任) の一部改正 (会計管理課)	2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程	2

規 則

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第36号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則 (昭和39年高知県規則第19号) の一部を次のように改正する。

第48条第1項第1号中「年1.5パーセント」を「年2.0パーセント」に改め、同項第2号中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第150条第2項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第162条第10号及び第11号中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県財産規則 (以下この項において「旧規則」という。) 第48条第

1項各号に掲げる延納利率によってなされた普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約、旧規則第150条第2項の規定による延納利息の率によってなされた強制徴収債権以外の債権に係る履行延期の特約等及び旧規則第162条第10号に掲げる条件を付された貸付金債権の契約については、なお従前の例による。ただし、知事がこの規則による改正後の高知県財産規則の規定によることを認める場合は、この限りでない。

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第37号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則 (平成19年高知県規則第46号) の一部を次のように改正する。

別表中「高知県幡多福祉保健所 高知県立紙産業技術センター」を「高知県幡多児童相談所」に、「高知県幡多児童相談所」を「高知県幡多児童相談所 高知県立紙産業技術センター」に、「高知県須崎農業振興センター 高知県中央西土木事務所越知事務所」を「高知県須崎農業振興センター」に、「高知県幡多土木事務所土佐清水事務所 高知県立嶺北高等学校」を「高知県幡多土木事務所土佐清水事務所」に、「高知県立中村高等学校 高知県立宿毛高等学校」を「高知県立中村高等学校」に、「高知県高知東警察署本山警察庁舎 高知県室戸警察署」を「高知県高知東警察署本山警察庁舎」に、「高知県須崎農業振興センター高南農業改良普及所 高知県立農業大学校」を「高知県須崎農業振興センター高南農業改良普及所 高知県中央西土木事務所越知事務所」に、「高知県立安芸高等学校」を「高知県立安芸高等学校 高知県立嶺北高等学校」に、「高知県立幡多農業高等学校」を「高知県立幡多農業高等学校 高知県立宿毛高等学校」に、「高知県農業技術センター茶業試験場」を「高知県農業技術センター茶業試験場 高知県立農業大学校」に、「高知県水産試験場 高知県安芸土木事務所和食ダム建設事務所」を「高知県水産試験場」に、「高知県警察本部交通部交通機動隊」を「高知県警察本部交通部交通機動隊 高知県室戸警察署」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(職員駐車場の利用料徴収に係る措置)

- 令和8年4月1日から当分の間、県の機関等の職員に係る職員駐車場の利用料については、第3条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第38号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則 (平成4年高知県規則第2号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「及び」を「、技術管理課及び」に改める。

第7条第1項第4号中「、軽自動車税の環境性能割」を削る。

第29条第1項第3号中「、室戸体育館」を削り、同項第6号中「、軽自動車税の環境性能割」を削る。

第35条第1項第3号中「、室戸体育館」を削る。
別表第5中

一時保管金	受託徴収金	
	公売代金	
	差押債権受入金	
	差押現金	
	交付要求受入金	
	放置違反金	
	特別法人事業税	
	軽自動車税の環境性能割	
森林環境税		
その他の保管金		

を

一時保管金	受託徴収金	
	公売代金	
	差押債権受入金	
	差押現金	
	交付要求受入金	
	放置違反金	
	特別法人事業税	
	森林環境税	
	その他の保管金	

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- この規則による改正後の高知県会計規則の規定は、令和8年度以降の歳入歳出に係る収入及び支出の手続について適用し、令和7年度の歳入歳出に係る収入及び支出の手続については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第212号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、須崎斎場運営一部事務組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

須崎斎場運営一部事務組合と高知県との行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、須崎斎場運営一部事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1

項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

- 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と須崎斎場運営一部事務組合管理者とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

- 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(規約の告示)

- 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第213号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

別表第1中

土木部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	土木政策課の出納員
--	-----------

を

土木政策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	土木政策課の出納員
土木部（土木政策課を除く。）におい	技術管理課の出

て行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	納員
--	----

に改める。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(職員駐車場の利用料徴収に係る措置)

- 令和8年4月1日から当分の間、高知県公営企業局に勤務する職員に係る職員駐車場の利用料については、第5条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規程の施行後においてこの規程による改正前の高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。